

身体的拘束等の適正化のための指針

社会福祉法人 敬寿記念会

一. 施設における身体拘束等の適正化に関する基本的考え方

1) 指定介護老人福祉施設における指定基準—原則禁止

- ・ 「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」第11条第4項においては、「指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービス提供に当たっては、当該入所者又は入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。」とされています。

2) 緊急やむを得ない場合の例外（三原則）

- ・ 当法人では、前項の考え方に基づき、身体拘束その他のご利用者の行動を制限する行為を禁止しています。しかしながら、以下の3つの要素をすべて満たす場合には、必要最低限の身体拘束を行う場合があります。

① 切迫性 :	利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
② 非代替性 :	身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
③ 一時性 :	身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

3) 当法人における考え方

a. 身体拘束の原則禁止

- ・ 当法人においては、原則として、身体拘束及びその他の行動制限の一切を禁止します。

b. やむを得ず身体拘束を行う場合

- ・ 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は身体拘束適正化検討委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、本人又は家族への説明同意を得て行います。
- ・ また身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録を行い、できるだけ早期に拘束を解除すべく努力します。

c. 日常のケアにおける留意事項

- ・ 身体拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組みます。

① 利用者主体の行動・尊厳ある生活に努めます

- ② 言葉や対応等で利用者の精神的な自由を妨げないよう努めます
- ③ 利用者の思いをくみとり、利用者の移行に沿ったサービスを提供し、他職種共同で個々に応じた丁寧な対応を行います
- ④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行動は行いません
- ⑤ 万一やむを得ず安全確保を優先する場合、身体拘束適正化検討委員会において検討をします
- ⑥ 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただけるように努めます

二. 身体拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項

1) 身体拘束適正化検討について

- ・ 当施設では、身体拘束廃止及び適正化に向けた身体拘束適正化検討委員会を設置します。ただし、身体拘束廃止委員会との一体的な運用も可能とします。

① 設置目的

- ・ 施設内での身体拘束廃止及び適正化に向けた現状把握及び改善についての検討
- ・ 身体拘束を実施せざる得ない場合の検討及び手続
- ・ 身体拘束を実施した場合の解除の検討
- ・ 身体拘束廃止に関する全職員への指導

② 身体拘束適正化の構成員

- ・ 施設長
- ・ 事務長
- ・ 看護職員
- ・ 生活相談員
- ・ 介護支援専門員
- ・ 機能訓練指導員
- ・ 介護職員
- ・ その他必要に応じ、第三者や精神科専門医等の専門家にも参画いただく

③ 身体拘束適正化検討委員会の開催

- ・ 少なくとも3ヶ月に1回以上開催し、それ以外の開催は必要に応じ開催します。
- ・ 数時間以内に身体拘束を要する場合等、緊急性と生命保持の観点から他職種協働での委員会を開催できない場合があります。その際は、複数意見の確認等により、各スタッフの意見を盛り込み検討します。

三. 身体拘束適正化のための職員研修に関する基本方針

- ・ 当法人では、介護に携わる全ての従業員に対して、身体拘束等の適正化に向け、利用者の人権を尊重したケアの励行を進めると共に、身体拘束等の適正化の基礎的内容や適切な知識を普及・啓発することを目的に本研修を実施します。
- ・ 定期的に年2回の実施をします。
- ・ 新規採用時には、研修を実施します。
- ・ 研修の実施内容については記録をし、保存することとします。

四. 施設内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

- ・ 身体拘束等を行う場合には、次章の手続きに基づき利用者家族に速やかに説明し、報告を行います。
- ・ 施設内において他の職員等による適切な手続きに依らない身体拘束等を視認等した場合、具体的な状況、時刻等を確認したうえで上席者へ報告を行います。当該報告をうけた上席者は、身体拘束を実施したと思われる職員に聞き取りを行い、実態の把握に努めます。身体拘束の事実が発覚した場合は、速やかに利用者及び利用者家族への謝罪を行い、所轄庁への報告並びに次章に記載する手続きに則り報告を行います。

五. 身体拘束発生時の対応に関する基本方針

1) やむを得ず身体拘束を行う場合

- ・ 本人または利用者の生命及び身体を保護する為の措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

＜介護保険指定基準において身体拘束禁止の対象となる具体的な行為＞

- ・ 徘徊しないように車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・ 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・ 自分で降りられないように、ベッド柵（サイドレール）で囲む。
- ・ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ・ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ・ 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- ・ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ・ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ・ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ・ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

① カンファレンスの実施

- ・ 緊急やむを得ない状況になった場合、身体拘束適正化検討委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たしているかどうかについて検討・確認します。
- ・ 要件を検討・確認した上で身体拘束を行う事を選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し本人・家族に対する説明書を作成します。

② 利用者本人や家族に対しての説明

- ・ **別紙1**をもとに身体拘束の内容・目的・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努めます。
- ・ また、身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前に契約者・家族等と行っている内容と方向性、利用者の状態などを説明し、同意を得たうえで実施します。

③ 記録と再検討

- ・ 身体拘束を実施した場合は、**別紙3**を用いて拘束の時間・心身の状況を記録し、身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討します。

④ 拘束の解除

- ・ ③の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除します。その場合には、契約者、家族に報告し、**別紙2**に解除に向けた同意をいただきます。

六. 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

- ・ 本指針は書面として備えおき、利用者又は利用者家族等関係者からの求めに応じ、閲覧に供するものとします。
- ・ 当法人では、ホームページに掲載し公表することとします。

七. その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

- ・ 本指針に定める事項のほか、身体拘束廃止に向けて必要な事項については、法人各施設におけるマニュアル等で別に定めます。
- ・ 本指針の改正等については、必要に応じて当法人管理者会議で協議、決定します。

平成 27 年 4 月 1 日 改正

平成 29 年 10 月 1 日 改定

平成 30 年 6 月 1 日 改定